

政治經濟講演會講演集

第八十五輯

昭和十三年九月

ナチス黨及獨逸政府主腦者共述

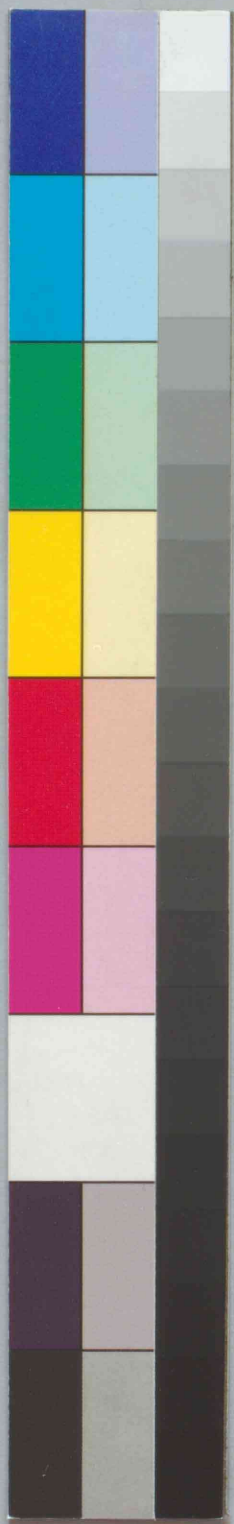
獨逸は語る

ロンドン

一九三八年

國政研究會

群馬県立図書館
中島文庫



7193

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話 (0272) 3008番

No.

ナチス黨及獨逸政府主腦者共述

獨逸は語る

ロンドン、一九三八年——全四〇七頁——

"Germany Speaks" by 21 Leading Members of Party and
Norton Buttenworth Ltd., London, 1938. pp. 407

5119850

國政研究會



12. 3. 50,000 B

10 x 20

目次

序文(外務大臣フオン・リツペントロップ)

第一編 新獨逸根本原理

第一章 統一國家としての獨逸
内務大臣 フリツク博士

第二章 人口政策
内務省國民保健局長
アーサー・ギエツト博士

第三章 ナチスの民族思想
人口政策及民族厚生局長
ワルター・クロツス博士

第四章 ナチス獨逸に於ける司

法行政
司法大臣 ギユルトナー博士

第五章 新獨逸に於ける婦人の

地位
國家婦人指導官
ゲルトラウド・シヨルツクリンク夫人

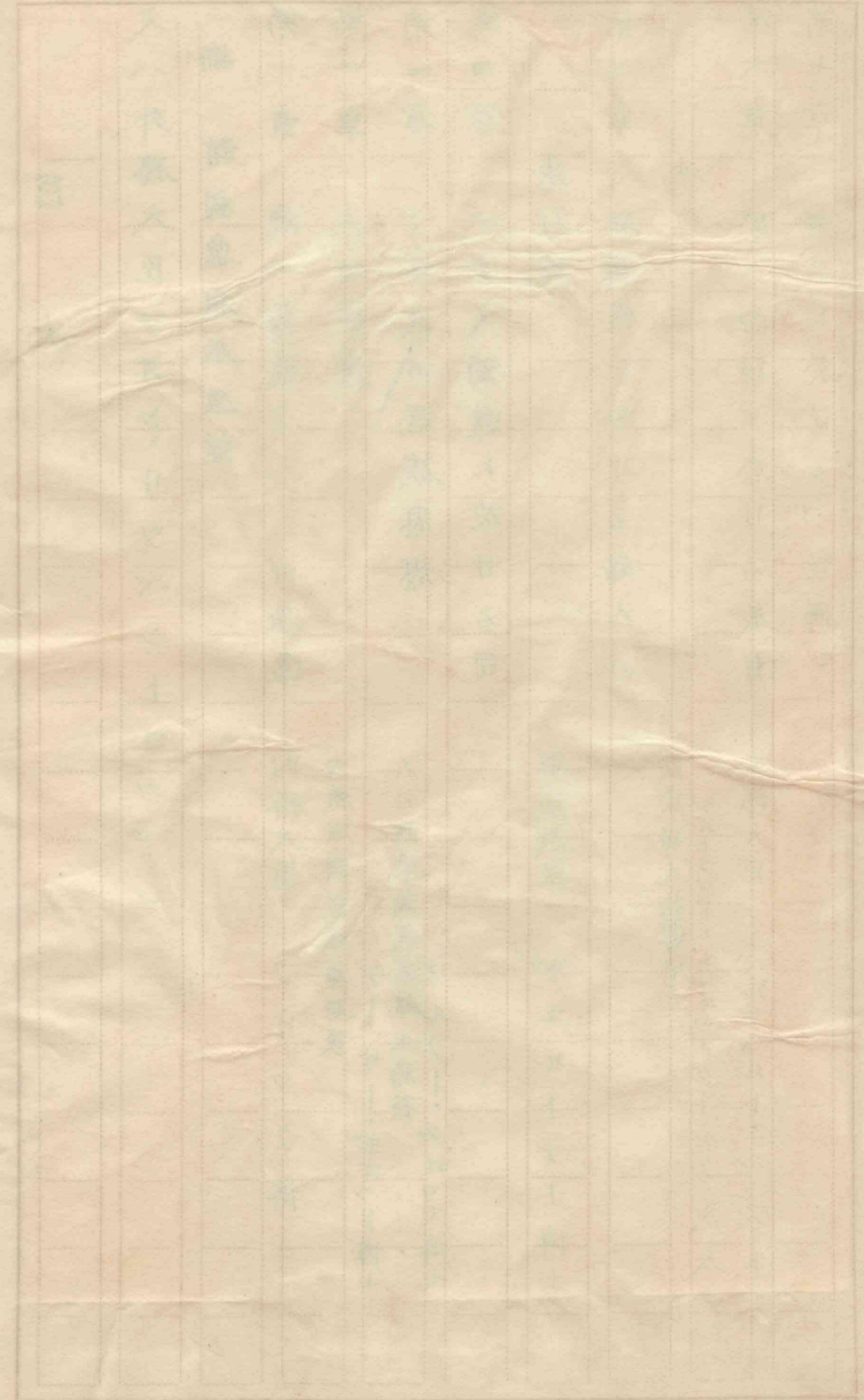
第六章 第三帝國に於ける教育
文部大臣 ベルンハルト・ルス

第七章 獨逸に於ける「宣傳」



3

第三編	國民生活―餘暇	
第一章	スポーツ	スポーツ指導者 フォン・チャムスル・ウント・オステン 文芸協会名誉会長 フリードリッヒ・ブルンク博士
第二章	独逸文化と文藝	
第三章	セツトラ―自動車路建	
第二編	の真髓	クルト・ヨハンゼン博士
第一章	獨逸國民生活―労働	
第二章	財政々策	大藏次官 フリッツ・ラインハルト
第三章	國食糧職分体	農林大臣 ワルター・ダーレ
第四章	新獨逸に於ける社會政	労働戰線指導者 ロベルト・レイ博士
第五章	獨逸に於ける労働奉仕	労働指導者 ミューラー・フランツ・ブルグ
第六章	ナチス厚生制度及冬季	厚生長官 フリッヒ・ヒンゲンシュルト
第七章	救済事業	



設—自動車國道の計畫・建

設と其重要性

道路監督局長 トツト 博士

第四編 独逸と世界

第一章 世界經濟界に於ける独

逸の地位

(當時經濟大臣) シヤハト 博士

第二章 植民地問題

バツアリア長官 リッターフォンエツプ將軍

第三章 独逸商業公告の飛達

商業公告局長 エルンスト・ライヒアルト

第四章 在外独逸人

ナチ党外交部長兼外務次官

第五章 出版と世界政治

印刷局長 デートトリツム博士

第六章 独逸と英國—過去、現

在、將來

前外務次官 フライムフォンラインバーベン

概要

本書は政府当路者が各所管事項に關して説明を爲したもので、稍々宣傳的性質を有するが、當局の公表として信頼するに足る資料を提供して居る

報告題目

- 一、統一國家としての独逸（内務大臣フリック博士述）
- 二、ナチスの民族思想（人口政策及民族厚生局長ワルター・グロツス博士述）

- 三、独逸財政々策（大藏次官フリッツ・ラインハルト述）
- 四、ナチス厚生制度及冬季救済事業（厚生局長官エルトン・ヒルゲンファエルト述）

五、独逸と英國—過去・現在・将来—（前外務次官フライ・ル・フォン・ラインバーベン）

延りては軍隊まで有して居つたのである。殊
 其内の若干は邦自派の御利益、鉄道管理、
 邦は天々の支配者、政府、議會を有し、加之
 吾時の独逸帝國は二十の諸邦から成り、各
 々一統一國家であつたと見らるは謬りである。
 一八七一年ビスマルクの努力による独逸帝國を以
 とりて、其の國家統一を達成したのである。
 獨逸は英、佛に比し幾分ばかり遅れ十午政
 治の遅れ、内務大臣フリック博士は
 一統一國家として其の獨逸自派の御利益

一統一國家として其の獨逸自派の御利益
 獨逸は英、佛に比し幾分ばかり遅れ十午政
 治の遅れ、内務大臣フリック博士は
 一統一國家として其の獨逸自派の御利益
 獨逸は英、佛に比し幾分ばかり遅れ十午政
 治の遅れ、内務大臣フリック博士は
 一統一國家として其の獨逸自派の御利益

8

に内政の統制を欠け、自治制度を維持するに
努力を怠る。自治制度を維持するに努力を怠る。

[Faint handwritten text in a grid format, mostly illegible due to fading.]

均等

9

[Faint handwritten text in a grid format, mostly illegible due to fading.]

Handwritten text in vertical columns on the right page, including the characters "内政" and "行政".

Main handwritten text in vertical columns on the left page, including the characters "内政" and "行政".

Handwritten notes at the top of the right page.

Main handwritten text on the right page, written in vertical columns.

17

Main handwritten text on the left page, written in vertical columns.

政治の進歩は、
 國家の発展に
 必要である。

政治の進歩は、
 國家の発展に
 必要である。

政治の進歩は、
 國家の発展に
 必要である。

政治の進歩は、
 國家の発展に
 必要である。

政治の進歩は、
 國家の発展に
 必要である。

政治の進歩は、
 國家の発展に
 必要である。

政治の進歩は、
 國家の発展に
 必要である。

政治の進歩は、
 國家の発展に
 必要である。

政治の進歩は、
 國家の発展に
 必要である。

政治の進歩は、
 國家の発展に
 必要である。

此の通り、
 政治の
 発展に
 必要と
 するもの
 である。

日本
 の憲法
 研究
 会

14

代

Monarch

此の通り、
 政治の
 発展に
 必要と
 するもの
 である。

中央政府の権力は、
 而して政黨が諸候に
 國とて口口口口口口
 此の旨に密接な關係
 一が撤廃の此の旨に
 得るが如し。
 口口口口口口口口口
 二の部として代議
 し之等邦議會並に
 據し其の比率も各部

中央政府の権力は、
 而して政黨が諸候に
 國とて口口口口口口
 此の旨に密接な關係
 一が撤廃の此の旨に
 得るが如し。
 口口口口口口口口口
 二の部として代議
 し之等邦議會並に
 據し其の比率も各部

第一、此の政治の発展は、その政治の発展に
 一、その政治の発展は、その政治の発展に
 二、その政治の発展は、その政治の発展に
 三、その政治の発展は、その政治の発展に
 四、その政治の発展は、その政治の発展に
 五、その政治の発展は、その政治の発展に
 六、その政治の発展は、その政治の発展に
 七、その政治の発展は、その政治の発展に
 八、その政治の発展は、その政治の発展に
 九、その政治の発展は、その政治の発展に
 十、その政治の発展は、その政治の発展に

政治の発展は、その政治の発展に
 一、その政治の発展は、その政治の発展に
 二、その政治の発展は、その政治の発展に
 三、その政治の発展は、その政治の発展に
 四、その政治の発展は、その政治の発展に
 五、その政治の発展は、その政治の発展に
 六、その政治の発展は、その政治の発展に
 七、その政治の発展は、その政治の発展に
 八、その政治の発展は、その政治の発展に
 九、その政治の発展は、その政治の発展に
 十、その政治の発展は、その政治の発展に

政治学

17

~~Handwritten scribble~~

此の
 即ち第一に政治組織の口内統一を御意とする為
 の一環として一九三三年一月廿日の法律第一三三号
 即ち新行政官の任命の権限を大蔵省の手に移す事
 である。

大蔵省

18

此の
 即ち第一に政治組織の口内統一を御意とする為
 の一環として一九三三年一月廿日の法律第一三三号
 即ち新行政官の任命の権限を大蔵省の手に移す事
 である。

大蔵省

十千独立は軍に就て口承であるが、
 くに、~~一~~國民のあり、~~一~~その支配は指導者系
 理に基いて行われる。口承は口承の運用の達成
 部の責任を担い、口承はその政治的達成
 の手段である。過らない。口承の運用は
 我党の~~主義~~日誌に口承の大部分の考案も
 組織にある。十千党は唯一の政党である。
 進つて人民の黨の代表である。口承は独立の
 口承親を念及し、口承と不承を統一する。
 承のありである。

~~十千独立は軍に就て口承であるが、~~
~~くに、一國民のあり、一その支配は指導者系~~
~~理に基いて行われる。口承は口承の運用の達成~~
~~部の責任を担い、口承はその政治的達成~~
~~の手段である。過らない。口承の運用は~~
~~我党の~~主義~~日誌に口承の大部分の考案も~~
~~組織にある。十千党は唯一の政党である。~~
~~進つて人民の黨の代表である。口承は独立の~~
~~口承親を念及し、口承と不承を統一する。~~
~~承のありである。~~

二、十の民族思想
 人口政策並民族厚生局長官
 新レテ独逸の政治實施された諸政策中
 十の民族政策は國際的最近大なる進歩を
 へた。其の第一は河川の治水事業に在りて
 是れ事業の又其目的は多くを以て進歩
 の自由主義的は解決と衝突し得りしり
 びの事なり。

政策實施の

進歩の初にありては、
 世界に

十の民族思想
 人口政策並民族厚生局長官
 新レテ独逸の政治實施された諸政策中
 十の民族政策は國際的最近大なる進歩を
 へた。其の第一は河川の治水事業に在りて
 是れ事業の又其目的は多くを以て進歩
 の自由主義的は解決と衝突し得りしり
 びの事なり。

同 等 し や け り 下 へ 行 け ば 強
 大 な 影 響 の 下 に 是 等 の 文 明 の 盛 衰 興 亡 は 正
 治 的 或 は 純 政 治 的 原 因 に 帰 し せ り け ば 是 等 の 文 明
 有 じ け り 今 日 吾 等 日 本 経 済 回 衰 文 化 政 治
 ・ 藝 術 ・ 思 想 の 形 成 保 持 に 是 等 の 人 間 的
 決 定 的 因 素 と 溝 子 華 語 の 語 彙 に 是 等 の 文 化
 今日 吾 等 日 本 族 の 権 威 維 持 に 是 等 の 文 化
 の 重 大 な 要 素 と 子 孫 威 威 に 是 等 の
 之 等 の 重 大 な 要 素 と 子 孫 威 威 に 是 等 の

國政研究會

同 等 し や け り 下 へ 行 け ば 強
 大 な 影 響 の 下 に 是 等 の 文 明 の 盛 衰 興 亡 は 正
 治 的 或 は 純 政 治 的 原 因 に 帰 し せ り け ば 是 等 の 文 明
 有 じ け り 今 日 吾 等 日 本 経 済 回 衰 文 化 政 治
 ・ 藝 術 ・ 思 想 の 形 成 保 持 に 是 等 の 人 間 的
 決 定 的 因 素 と 溝 子 華 語 の 語 彙 に 是 等 の 文 化
 今日 吾 等 日 本 族 の 権 威 維 持 に 是 等 の 文 化
 の 重 大 な 要 素 と 子 孫 威 威 に 是 等 の
 之 等 の 重 大 な 要 素 と 子 孫 威 威 に 是 等 の

國政研究會

22

日民族に明一高しか空へく水す。一高陸路中
 しめれ市秋都市を兩陣し。又荒僻地を復讐す
 了。採心、月生りしめ了事何由有や。かやとあ
 了。かく及賢明の政治系は口民の政治経済的
 肉體より心先か第一に口民の生物^物即ち種族
 的工業心先の保障を重んずるのこあす。思
 ふに種作の口民^有文明の共之盛衰を認みし下
 、此無理と無視しは結果何如何に部かし難い。
 此のこあすか子^新得^得。一五三三
 悟りた子と白^白。

23

日民族に明一高しか空へく水す。一高陸路中
 しめれ市秋都市を兩陣し。又荒僻地を復讐す
 了。採心、月生りしめ了事何由有や。かやとあ
 了。かく及賢明の政治系は口民の政治経済的
 肉體より心先か第一に口民の生物^物即ち種族
 的工業心先の保障を重んずるのこあす。思
 ふに種作の口民^有文明の共之盛衰を認みし下
 、此無理と無視しは結果何如何に部かし難い。
 此のこあすか子^新得^得。一五三三

國政研究會
 12. 3. 50,000 B

場令に依りて適用されたもの及び慢性
 の一病種とありて、研究に適用された
 近年流行する・親戚・地方官又は公衆衛生局
 深小官更の申請によりて、物品の製造裁判所の
 淋菌判決に依りて施行されたもの・裁判
 日裁判所・衛生官・医師より成る・告訴
 上級裁判所の控訴より得るもの・審判
 第一上級裁判所の判決は法的であり得る
 第一上級裁判所の判決は法的であり得る
 第一上級裁判所の判決は法的であり得る

國政研究會
 12. 3. 30,000 B

場令に依りて適用されたもの及び慢性
 の一病種とありて、研究に適用された
 近年流行する・親戚・地方官又は公衆衛生局
 深小官更の申請によりて、物品の製造裁判所の
 淋菌判決に依りて施行されたもの・裁判
 日裁判所・衛生官・医師より成る・告訴
 上級裁判所の控訴より得るもの・審判
 第一上級裁判所の判決は法的であり得る
 第一上級裁判所の判決は法的であり得る
 第一上級裁判所の判決は法的であり得る

のに足水は、遺傳的優良者に付、回復し難い
 種交を盡すべし。又、十千は口
 民の純粋な種族の継承の担持者且義務と考へ
 二層子の二あり、二、十千の口字觀は昔山平和
 的の山のあり。

のに足水は、遺傳的優良者に付、回復し難い
 種交を盡すべし。又、十千は口
 民の純粋な種族の継承の担持者且義務と考へ
 二層子の二あり、二、十千の口字觀は昔山平和
 的の山のあり。

日記

か	ん	二	解																		
い	し	二	は	世	二	解															
ふ	の	下	大	界	下	は															
ん	の	台	は	各	台	は															
り	の	者	は	種	者	は															
い	の	人	は	の	人	は															
ふ	の	地	は	の	地	は															
ん	の	種	は	の	種	は															
り	の	類	は	の	類	は															
い	の	と	は	の	と	は															
ふ	の	違	は	の	違	は															
ん	の	つ	は	の	つ	は															
り	の	事	は	の	事	は															
い	の	を	は	の	を	は															
ふ	の	見	は	の	見	は															
ん	の	見	は	の	見	は															

日記

...

ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ
ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ
ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ

吾は世界に於ては種族上の相違を認めず、
各種族は其自身の特殊な要求に従って進化し
た自己表現の形を見出すべきである。種族の
ありあ

吾は種族
自白人種
の混血
に外ならぬ
加て我々の
要求する
知は唯
血統の要求
と生物学的
差別の特殊
な能力
のあり
一層
多岐にわたる

ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ
ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ
ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ	ありあ

吾は種族間の相違を認めず、
各種族は其自身の特殊な要求に従って進化し
た自己表現の形を見出すべきである。種族の
ありあ

吾	為	何	種	想	念	以	民	心	地	種	難	何	混	雜	上	否
始	可	予	身	之	於	也	如	、	蓋	、	如	予	血	脈	之	混
予	予	兩	種	種	之	最	在	且	一	物	之	以	復	何	有	外
予	如	予	心	予	予	予	予	予	予	予	予	予	予	予	予	予

此	種	想	念	以	民	心	地	種	難	何	混	雜	上	否		
始	可	予	身	之	於	也	如	、	蓋	、	如	予	血	脈	之	混
予	予	兩	種	種	之	最	在	且	一	物	之	以	復	何	有	外
予	如	予	心	予	予	予	予	予	予	予	予	予	予	予	予	予

十年国家は之を人種一独逸の土地に施す
 人上可なり多自主義の在る間及討甘
 獨逸の。の。之。之。人肉體は独逸の純粋な
 口内肉體心あり。能て國民としては運
 運人の河し理解し同様に。他種族加支配す
 子。過去の政治的誤謬の結果として
 には最早時之愚劣事古事古の。過去
 の政治の程。之。外。人。政治。藝術。文化。
 高素上漸次地位を拡大し。一九一〇年以降政府は
 毎。十三人。

要約

上記の如き之地あり

此の如き地あり。

仰井行に見子に、辨護士の五割は工
 知や人のよつとむれ、又業新士の三割は
 子、運香の四割は、運香の三割七力、既
 画製作者並舞台監督等の一割回力、新聞主筆
 の八力五割は、外人の占め、又新聞主筆
 在。かゝる主要職業者全く他種業の者多しよ
 っ、新聞雑誌文記々此、活字屋、印刷、製
 糖、印刷、民時、各業、心と否、有り、了、既、種、の、耐、三、白
 子、部、の、行、の、い、。

仰井行に見子に、辨護士の五割は工
 知や人のよつとむれ、又業新士の三割は
 子、運香の四割は、運香の三割七力、既
 画製作者並舞台監督等の一割回力、新聞主筆
 の八力五割は、外人の占め、又新聞主筆
 在。かゝる主要職業者全く他種業の者多しよ
 っ、新聞雑誌文記々此、活字屋、印刷、製
 糖、印刷、民時、各業、心と否、有り、了、既、種、の、耐、三、白
 子、部、の、行、の、い、。

豊政系に及討する政黨に支配力を有して其り
 國權黨議案の二所ハ此會民の意見
 の一則之方白工外ヤ^カハ^ルカ^リル^クセ^トガ^ニク^トハ^ズん
 覺の建設者^カリ^ルカ^リル^クセ^トガ^ニク^トハ^ズん
 工外ヤ^カハ^ルカ^リル^クセ^トガ^ニク^トハ^ズん
 為又總選化経工外ヤ^カハ^ルカ^リル^クセ^トガ^ニク^トハ^ズん
 の又地進ん道徳程と調和しりし果於決あり
 轉入民のあり。

此の政界の趨勢は、
 一、進歩的政黨の勢力の増大、
 二、保守的政黨の勢力の減退、
 三、政黨の合併、
 四、政黨の分裂、
 五、政黨の消滅、
 六、政黨の新生、
 七、政黨の再興、
 八、政黨の改組、
 九、政黨の改選、
 十、政黨の改組。

工のヤ人との
好
好
好

工のヤ人種は結ぶの
 速に種との混血者
 相と得る事
 軍人
 種
 始し得る
 子孫

限重多々あり、事としぬのである。

工のヤ人種は結ぶの
 速に種との混血者
 相と得る事
 軍人
 種
 始し得る
 子孫

37

かりと多岐を必要としたのは吾々
 身り及後身り林・光の文記並に文記の個性を
 血液の純潔を保つた子
 得掃し得ると老人はかゝるある。
 舞踏は天の管束にある
 の矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある

38

矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある
 矛盾は此の管束にある

Handwritten scribbles at the top left of the left page.

No. 38

独逸財政之策
 大凡の言
 十、現行の採り手
 新独逸財政之策の主要目標は
 (一) 失業を減少せしめる事。
 (二) 国防力を強化せしめる事。
 (三) 財政の健全を創り出す事。
 以上三つの原則に順應して、
 改訂の事。

國政研究会

12. 3. 50,000 B

10 x 20

Handwritten scribbles at the top right of the right page.

No.

独逸財政之策
 大凡の言
 十、現行の採り手
 新独逸財政之策の主要目標は
 (一) 失業を減少せしめる事。
 (二) 国防力を強化せしめる事。
 (三) 財政の健全を創り出す事。
 以上三つの原則に順應して、
 改訂の事。

國政研究会

15. 3. 20,000 B

10 x 20

失業の減少は満足する社会、経済、財政、
 總の恢復に必要條件なり。又之なくしては
 國防の強化に不可欠の(物質的)状態を創り出さ
 ずは不可なり。又國防力の強化は平和の維持
 並に國民の生存権擁護の爲めに必要なり。
 更に又十人日改革の諸原則に則して租税改
 革は結局社会正義の要求に外ならず。

1. 國防力の強化は平和の維持並に國民の生存権擁護の爲めに必要なり。
 2. 更に又十人日改革の諸原則に則して租税改革は結局社会正義の要求に外ならず。
 3. 失業の減少は満足する社会、経済、財政、總の恢復に必要條件なり。又之なくしては國防の強化に不可欠の(物質的)状態を創り出さずは不可なり。

40

出業対象の主要な税は次の如くである。

(一) 出業対象となるものには、特種収入に課税する。大員税を加へる事(出業対象事業のみの場合)は、通常所得に課税する。

(二) 開始命令令の施行。

(三) 租税の減免その他一般税制改革の施行。

(四) 市町村債の借入並に貸付政策の採用。

41

出業対象の主要な税は次の如くである。

(一) 出業対象となるものには、特種収入に課税する。大員税を加へる事(出業対象事業のみの場合)は、通常所得に課税する。

(二) 開始命令令の施行。

(三) 租税の減免その他一般税制改革の施行。

(四) 市町村債の借入並に貸付政策の採用。

41

此の経済学は依つて理論的知識を得る事である。

上記諸事は完全な成功を齎した事である。

(三) 財政政策は一般の改善を齎した。

の増大は又進つて税制の増加による。

(二) 望望回轉が增大し、銀行交拂の増加、消費

の減少による。

(一) 就業が増大し、進つて失業率の減少による。

大なり小なり、各事は進歩の途程を示す。

の需要と進歩とを以て、之を需要の増

42

此の経済学は依つて理論的知識を得る事である。

上記諸事は完全な成功を齎した事である。

(三) 財政政策は一般の改善を齎した。

の増大は又進つて税制の増加による。

(二) 望望回轉が增大し、銀行交拂の増加、消費

の減少による。

(一) 就業が増大し、進つて失業率の減少による。

大なり小なり、各事は進歩の途程を示す。

の需要と進歩とを以て、之を需要の増

一、大規模の調査を行はしむべきこと。

 二、調査の結果を基に、地方自治体の整理を期すこと。

 三、調査の結果を基に、地方自治体の整理を期すこと。

 四、調査の結果を基に、地方自治体の整理を期すこと。

 五、調査の結果を基に、地方自治体の整理を期すこと。

12
 11
 10
 9
 8
 7
 6
 5
 4
 3
 2
 1

49

(一) 大規模の調査を行はしむべきこと。

 二、調査の結果を基に、地方自治体の整理を期すこと。

 三、調査の結果を基に、地方自治体の整理を期すこと。

 四、調査の結果を基に、地方自治体の整理を期すこと。

 五、調査の結果を基に、地方自治体の整理を期すこと。

(七)	(六)	(五)			(四)	(三)	(二)
破産 数	社会 学 院 校	総合 会 校	ライ ヒス の 増 加	ライ ヒス の 増 加	総合 交 付 額	農産 物 産 出 額	工業 生 産 倍 数
一九 三 二 年 の	一九 三 二 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の
八 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の
減 少 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た

國政研究会

(一)										
大 學 校 の 増 加	大 學 校 の 増 加	大 學 校 の 増 加	大 學 校 の 増 加	大 學 校 の 増 加	大 學 校 の 増 加	大 學 校 の 増 加	大 學 校 の 増 加	大 學 校 の 増 加	大 學 校 の 増 加	大 學 校 の 増 加
一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の	一九 三 三 年 の
十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の	十 割 の
増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た	増 加 し た

44

No.

昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
14	18	19	21	22	23	24	25	26	27
14	18	19	21	22	23	24	25	26	27
14	18	19	21	22	23	24	25	26	27
14	18	19	21	22	23	24	25	26	27

X X X

國政研究會

12. 3. 50,000 B

10 x 20

No.

昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年
28	30	31	32	33	34	35	36	37	38
28	30	31	32	33	34	35	36	37	38
28	30	31	32	33	34	35	36	37	38
28	30	31	32	33	34	35	36	37	38

15. 3. 20,000 B

10 x 20

特事収の... (Main text in vertical columns)
 長期間の... (Text on the far left)
 特事収の... (Text in a bracketed area)
 長期間の... (Text on the far left)

長期間の... (Main text in vertical columns)
 長期間の... (Text on the far left)

1. 結婚の経緯
 2. 結婚の目的
 3. 結婚の時期
 4. 結婚の場所
 5. 結婚の費用
 6. 結婚の儀式
 7. 結婚の後の生活
 8. 結婚の後の経済
 9. 結婚の後の教育
 10. 結婚の後の健康

86

1. 結婚の経緯
 2. 結婚の目的
 3. 結婚の時期
 4. 結婚の場所
 5. 結婚の費用
 6. 結婚の儀式
 7. 結婚の後の生活
 8. 結婚の後の経済
 9. 結婚の後の教育
 10. 結婚の後の健康

結婚の経緯
 結婚の目的
 結婚の時期
 結婚の場所
 結婚の費用
 結婚の儀式
 結婚の後の生活
 結婚の後の経済
 結婚の後の教育
 結婚の後の健康

(四)

結婚の増加は、出生率の低下を招き、人口の減少を招く。

(三)

失業率の増加は、社会不安の原因となり、又

(二)

家庭の失業による就業増加により、労働市場は約

(一)

労働市場は、二十五万

夫々餘裕を生じ

Handwritten notes in Japanese on the right page, including the number '10' written vertically.

49

~~Handwritten scribble~~

(一) 華合自新軍機と臣等、その外、華合自
 部軍の新用為つ臣。
 (二) 農民支拂の簡引税を以て五割減額し、又農民
 支拂の不動産税減額を以て其の結果、
 養生院増大も也。
 (三) 先、華神印令に因りて、
 の結果、
 (四) 自己所有の土地に
 引下す。

次は

減

引下す

~~Handwritten scribble~~

後、修繕、
引下す。

50

1. 華合自新軍機と臣等、その外、華合自
 部軍の新用為つ臣。
 (二) 農民支拂の簡引税を以て五割減額し、又農民
 支拂の不動産税減額を以て其の結果、
 養生院増大も也。
 (三) 先、華神印令に因りて、
 の結果、
 (四) 自己所有の土地に
 引下す。

Handwritten notes at the top of the right page.

Main handwritten text on the right page, organized in vertical columns.

Handwritten scribble at the top of the left page.

50

Main handwritten text on the left page, organized in vertical columns.

52

新編の10000の...
 15. 3. 20000 B
 10 x 20

53

相續税の...
 12. 3. 50000 B
 10 x 20

其 類 考 程 上 不 動 産 稅
 平 等 的 進 行 口 稅 並 地 方 稅 上 所 賦 課 支 出
 而 以 之 關 于 統 一 的 形 式 考 察 十 五 年 各
 種 租 金 各 種 的 規 定 上 考 察 十 五 年 十
 の 課 税 的 進 行 的 形 式 考 察 十 五 年 十
 二 日 一 日 の 課 税 的 形 式 考 察 十 五 年 十
 進 行 の 課 税 的 形 式 考 察 十 五 年 十
 考 察 十 五 年 十
 考 察 十 五 年 十

其 類 考 程 上 不 動 産 稅
 平 等 的 進 行 口 稅 並 地 方 稅 上 所 賦 課 支 出
 而 以 之 關 于 統 一 的 形 式 考 察 十 五 年 各
 種 租 金 各 種 的 規 定 上 考 察 十 五 年 十
 の 課 税 的 進 行 的 形 式 考 察 十 五 年 十
 二 日 一 日 の 課 税 的 形 式 考 察 十 五 年 十
 進 行 の 課 税 的 形 式 考 察 十 五 年 十
 考 察 十 五 年 十
 考 察 十 五 年 十

54

結局
 去春は事実上枯乏の
 況に陥り、経済の
 収入は豊厚となり、
 強化的に財政整理は
 中々財政整理の果
 強化的に財政整理は
 中々財政整理の果



結局
 去春は事実上枯乏の
 況に陥り、経済の
 収入は豊厚となり、
 強化的に財政整理は
 中々財政整理の果
 強化的に財政整理は
 中々財政整理の果

55

四、独逸と英國ト過去、現代、未來。何
 十、行政、前、外、勢、次、官
 先づ、外交史の、一八九八年、一九〇四年、一九三三年
 以降の各年に於ける情勢を覽見して、中
 現代に及んで、本、年、の、中、及、獨、の、新、聞、通、郵、の、
 開始、を、これ、に、對、する、嫌、惡、を、
 將、又、大、戰、前、の、如、く、強、大、な、獨、逸、の、開、起、に、對、する、
 獨、逸、の、結、果、を、行、つ、新、聞、報、章、の、自、由、に、對、する、
 獨、逸、の、結、果、を、行、つ、新、聞、報、章、の、自、由、に、對、する、
 獨、逸、の、結、果、を、行、つ、新、聞、報、章、の、自、由、に、對、する、

へん

56

獨逸の政治、前、外、勢、次、官
 先づ、外交史の、一八九八年、一九〇四年、一九三三年
 以降の各年に於ける情勢を覽見して、中
 現代に及んで、本、年、の、中、及、獨、の、新、聞、通、郵、の、
 開始、を、これ、に、對、する、嫌、惡、を、
 將、又、大、戰、前、の、如、く、強、大、な、獨、逸、の、開、起、に、對、する、
 獨、逸、の、結、果、を、行、つ、新、聞、報、章、の、自、由、に、對、する、
 獨、逸、の、結、果、を、行、つ、新、聞、報、章、の、自、由、に、對、する、
 獨、逸、の、結、果、を、行、つ、新、聞、報、章、の、自、由、に、對、する、

濛用之水了事。慣水了。如。過去五ヶ年同
 十千改流にや。独逸に生いた心構へは、大伴次
 の如く水の通り。即ち、口際通信や一部が
 我々の護謨、誤解するなは、せよ。多年月の
 屈以後、我々の今日、新し、強大な独逸子有する
 。我々の何人、その攻撃也、ね、あり。然し、我
 々の攻撃する者、白禍なる哉。

日。我々の護謨、誤解するなは、せよ。多年月の
 屈以後、我々の今日、新し、強大な独逸子有する
 。我々の何人、その攻撃也、ね、あり。然し、我
 々の攻撃する者、白禍なる哉。

57

二、所謂「平和を愛好する国民」の名は、
 此條約は軍事の聯合を創りんとする決心が、
 平等の権利を有するに至るは、
 獨逸と正しい理
 解を以て行つんとする欲望より、
 強ひかり
 である。然るに、
 何故獨逸は四年計畫の實施を為しな
 かば、
 獨逸の所有財産は押収され、
 更に戦費、
 賠償
 金の外に、
 多大な賠償を
 條約の結果に
 負ひ、
 獨逸は疲弊し、
 一九一八年以
 降、
 莫大の外債を
 得るに拘り、
 其通貨は國家の

58

此の條約は、
 獨逸の所有財産を
 押収し、
 更に戦費、
 賠償金の外に、
 多大な賠償を
 獨逸に負せしめ、
 獨逸は疲弊し、
 一九一八年以
 降、
 莫大の外債を
 得るに拘り、
 其通貨は國家の

58

特殊手段を以てし、そのみ之を維持し得る状態
 とあり、独自の特殊な必要により、処置し得る
 此の如き事がある。それがある。

何故特殊な特殊地を要求するかと、第一に
 植民地の保有は国家的名譽と平等の問題であ
 るからである。第二に植民地の保有は経済的
 利益と帝国の万能の爲めである。第三に植
 民地と帝國との間に、経済的の諸問題と克服
 するに必要である。

かくして今や、是は是の如き意味での自助が

59

植民地を以てして、そのみ之を維持し得る状態
 とあり、独自の特殊な必要により、処置し得る
 此の如き事がある。それがある。

何故特殊な特殊地を要求するかと、第一に
 植民地の保有は国家的名譽と平等の問題であ
 るからである。第二に植民地の保有は経済的
 利益と帝國の万能の爲めである。第三に植
 民地と帝國との間に、経済的の諸問題と克服
 するに必要である。

かくして今や、是は是の如き意味での自助が

我々独逸人にとり全く明白な事實は、所謂

独逸国民の信條になつて居る。然るに其の如く神し独逸は善を愛ふべきものにして其の如く新然否にあり。軍備競争に於ては経済あり、又國際條約の領域に於ける今日之の情勢は独逸側の急慢あり悪意に於て在り。其の如く。吾等独逸のイニシヤテグに對し通商の利益を研ぶの至極に在る事かを生じし居るやある。

此の如く其の如く神し独逸は善を愛ふべきものにして其の如く新然否にあり。軍備競争に於ては経済あり、又國際條約の領域に於ける今日之の情勢は独逸側の急慢あり悪意に於て在り。其の如く。吾等独逸のイニシヤテグに對し通商の利益を研ぶの至極に在る事かを生じし居るやある。

6/

要あり。

大筋が又は...
 二つの新章...
 然るに...
 若くは...
 又...
 権限...
 の...
 の...

（主権者回復）

00

大筋が又は...
 二つの新章...
 然るに...
 若くは...
 又...
 権限...
 の...
 の...

明白に言へば、今日我々独逸人は、
 通商に對する英國の意向は、
 如何なるものであるか。
 如何なる理由によるか。
 如何なる利益を謀るか。
 如何なる地位を占めようとするか。
 如何なる政策を執るか。
 如何なる結果を期すか。
 如何なる影響を及ぼすか。
 如何なる責任を負ふか。
 如何なる義務を課せらるるか。
 如何なる権利を享受せらるるか。
 如何なる地位を占めようとするか。
 如何なる政策を執るか。
 如何なる結果を期すか。
 如何なる影響を及ぼすか。
 如何なる責任を負ふか。
 如何なる義務を課せらるるか。
 如何なる権利を享受せらるるか。

Handwritten signature or note at the bottom of the page.

Handwritten notes at the top of the page.

明白に言へば、今日我々独逸人は、
 通商に對する英國の意向は、
 如何なるものであるか。
 如何なる理由によるか。
 如何なる利益を謀るか。
 如何なる地位を占めようとするか。
 如何なる政策を執るか。
 如何なる結果を期すか。
 如何なる影響を及ぼすか。
 如何なる責任を負ふか。
 如何なる義務を課せらるるか。
 如何なる権利を享受せらるるか。

Handwritten note in the margin of the right page.

64

No.

之邦と能く進ん人、強遠ん行つる英國の政令の運
 意と空しく採りしに居る間、世界は大なる
 變化と見ゆ。此等事變多し、此等事變多し、
 二帝國の宣言とあり、評ち此の地中海に於ける
 權力の明らかなるに在り。又此の二國に於ける
 結果は如何なるか、と尋ね、地中海に於ける
 是れは地位と要也とし、め、
 此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、

No.

此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、
 此の如く、心して居るに於ては、

この機に於ては、我が國に對する諸君の熱心なる支持を以て、
 我々の活動も亦一層の進歩を遂げ、我が國の発展に
 大いに貢献する所である。此の機に於ては、
 我が國の発展に對する諸君の熱心なる支持を以て、
 我々の活動も亦一層の進歩を遂げ、我が國の発展に
 大いに貢献する所である。此の機に於ては、

我が國の発展に對する諸君の熱心なる支持を以て、
 我々の活動も亦一層の進歩を遂げ、我が國の発展に
 大いに貢献する所である。此の機に於ては、
 我が國の発展に對する諸君の熱心なる支持を以て、
 我々の活動も亦一層の進歩を遂げ、我が國の発展に
 大いに貢献する所である。此の機に於ては、

の始めに過るの功を有する。新しき方針を以て、
 採るといふ者、其の新方針を支持する。其の爲に、
 其の爲に、其の爲に、其の爲に、其の爲に、
 其の爲に、其の爲に、其の爲に、其の爲に、
 其の爲に、其の爲に、其の爲に、其の爲に、
 其の爲に、其の爲に、其の爲に、其の爲に、

X
X
X

Handwritten notes in vertical columns, including the word 'being' written at the top.

X X X

Handwritten notes in vertical columns, including the word 'becoming' written at the top.

Handwritten notes in vertical columns, including the word 'being' written at the top.

獨善

being.
becoming.

68

No.

~~今_レ 確_レ 定_レ の_レ 生_レ 活_レ 状_レ 態_レ 上_レ 必_レ 要_レ と_レ 用_レ 標_レ と_レ 以_レ て_レ 政_レ
 正_レ 可_レ 子_レ 一_レ 方_レ 可_レ 一_レ 持_レ 了_レ 同_レ 可_レ 一_レ 可_レ 一_レ 既_レ 成_レ 精_レ 力_レ 可_レ
 地_レ 方_レ 可_レ 一_レ 勞_レ 農_レ 勞_レ 力_レ 以_レ 一_レ 可_レ 了_レ 可_レ 一_レ 一_レ 同_レ 可_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ
 今_レ 確_レ 定_レ の_レ 生_レ 活_レ 状_レ 態_レ 上_レ 必_レ 要_レ と_レ 用_レ 標_レ と_レ 以_レ て_レ 政
 正_レ 可_レ 子_レ 一_レ 方_レ 可_レ 一_レ 持_レ 了_レ 同_レ 可_レ 一_レ 可_レ 一_レ 既_レ 成_レ 精_レ 力_レ 可_レ
 地_レ 方_レ 可_レ 一_レ 勞_レ 農_レ 勞_レ 力_レ 以_レ 一_レ 可_レ 了_レ 可_レ 一_レ 一_レ 同_レ 可_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ~~

10 x 20

國政研究會

12. 3. 50,000 B

No.

今_レ 確_レ 定_レ の_レ 生_レ 活_レ 状_レ 態_レ 上_レ 必_レ 要_レ と_レ 用_レ 標_レ と_レ 以_レ て_レ 政
 正_レ 可_レ 子_レ 一_レ 方_レ 可_レ 一_レ 持_レ 了_レ 同_レ 可_レ 一_レ 可_レ 一_レ 既_レ 成_レ 精_レ 力_レ 可_レ
 地_レ 方_レ 可_レ 一_レ 勞_レ 農_レ 勞_レ 力_レ 以_レ 一_レ 可_レ 了_レ 可_レ 一_レ 一_レ 同_レ 可_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ 一_レ

10 x 20

國政研究會

12. 3. 50,000 B

独吳親善は三つの異調ありと見え
 第一は以互に他の威嚇・勢力・執事と善
 する事。今段お互にアアアに批評し合ふ事
 と互にアアアを要意として互に合ふアアア
 20レ1の格部は他の足解と理解するに
 互にアアアはアアアと見え。
 二番二日は互に政府の意向が抑えられ
 事と保たすに明確に断固した法心を有す
 事と條約や協定や同盟事に入らば
 互に要するにアアア。

の達成

~~獨吳親善は三つの異調ありと見え
 第一は以互に他の威嚇・勢力・執事と善
 する事。今段お互にアアアに批評し合ふ事
 と互にアアアを要意として互に合ふアアア
 20レ1の格部は他の足解と理解するに
 互にアアアはアアアと見え。
 二番二日は互に政府の意向が抑えられ
 事と保たすに明確に断固した法心を有す
 事と條約や協定や同盟事に入らば
 互に要するにアアア。~~

の達成

70

予三三於汝之物事也。南予子見孫子且用如也。
 初學一以之。事。其口付予。予之。而。口。之。次。
 之。其。口。之。親。善。予。子。之。陽。子。予。子。結。造。也。知。予。
 之。予。子。下。一。予。結。造。也。一。以。予。子。之。親。善。子。
 予。予。山。中。之。予。子。之。於。汝。平。和。之。德。之。海。濱。台。所。
 予。予。之。初。字。肉。字。之。何。予。之。均。德。等。一。以。付。不。可。
 云。予。回。新。強。之。親。之。予。子。之。信。之。人。之。子。子。故。

71

予三三於汝之物事也。南予子見孫子且用如也。
 初學一以之。事。其口付予。予之。而。口。之。次。
 之。其。口。之。親。善。予。子。之。陽。子。予。子。結。造。也。知。予。
 之。予。子。下。一。予。結。造。也。一。以。予。子。之。親。善。子。
 予。予。山。中。之。予。子。之。於。汝。平。和。之。德。之。海。濱。台。所。
 予。予。之。初。字。肉。字。之。何。予。之。均。德。等。一。以。付。不。可。
 云。予。回。新。強。之。親。之。予。子。之。信。之。人。之。子。子。故。

71

英口の欲しを有るは如何なる事なり乎。第一は平和
 となりて、英口の欲しを有るは如何なる事なり乎。第一は平和
 運送の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年
 三月二十日、日本の相済説は、予らも之を以て
 独逸の欲しを有るは如何なる事なり乎。第一は平和
 とは、~~経済~~ 経済の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年
 一九三八年の公債以前に於ては、私債の事なり。尚
 経済の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年
 とは、~~経済~~ 経済の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年
 一九三八年の公債以前に於ては、私債の事なり。尚
 経済の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年
 とは、~~経済~~ 経済の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年
 一九三八年の公債以前に於ては、私債の事なり。尚
 経済の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年

70

英口の欲しを有るは如何なる事なり乎。第一は平和
 となりて、英口の欲しを有るは如何なる事なり乎。第一は平和
 運送の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年
 三月二十日、日本の相済説は、予らも之を以て
 独逸の欲しを有るは如何なる事なり乎。第一は平和
 とは、~~経済~~ 経済の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年
 一九三八年の公債以前に於ては、私債の事なり。尚
 経済の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年
 とは、~~経済~~ 経済の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年
 一九三八年の公債以前に於ては、私債の事なり。尚
 経済の便を謀るべきなり。其他の事は、一九三八年

12. 3. 50,000 B
 10 x 20
 10 x 30
 12. 3. 50,000 B
 10 x 20

72

12. 3. 50,000 B
 10 x 20
 10 x 30
 12. 3. 50,000 B
 10 x 20

19

[Faint, mostly illegible handwritten Japanese text in a grid format]

73

今日 独立行政の民権を主張するに当り、
 行政の発展に必要不可欠なものは、
 行政の発展に必要不可欠なものは、
 行政の発展に必要不可欠なものは、
 行政の発展に必要不可欠なものは、

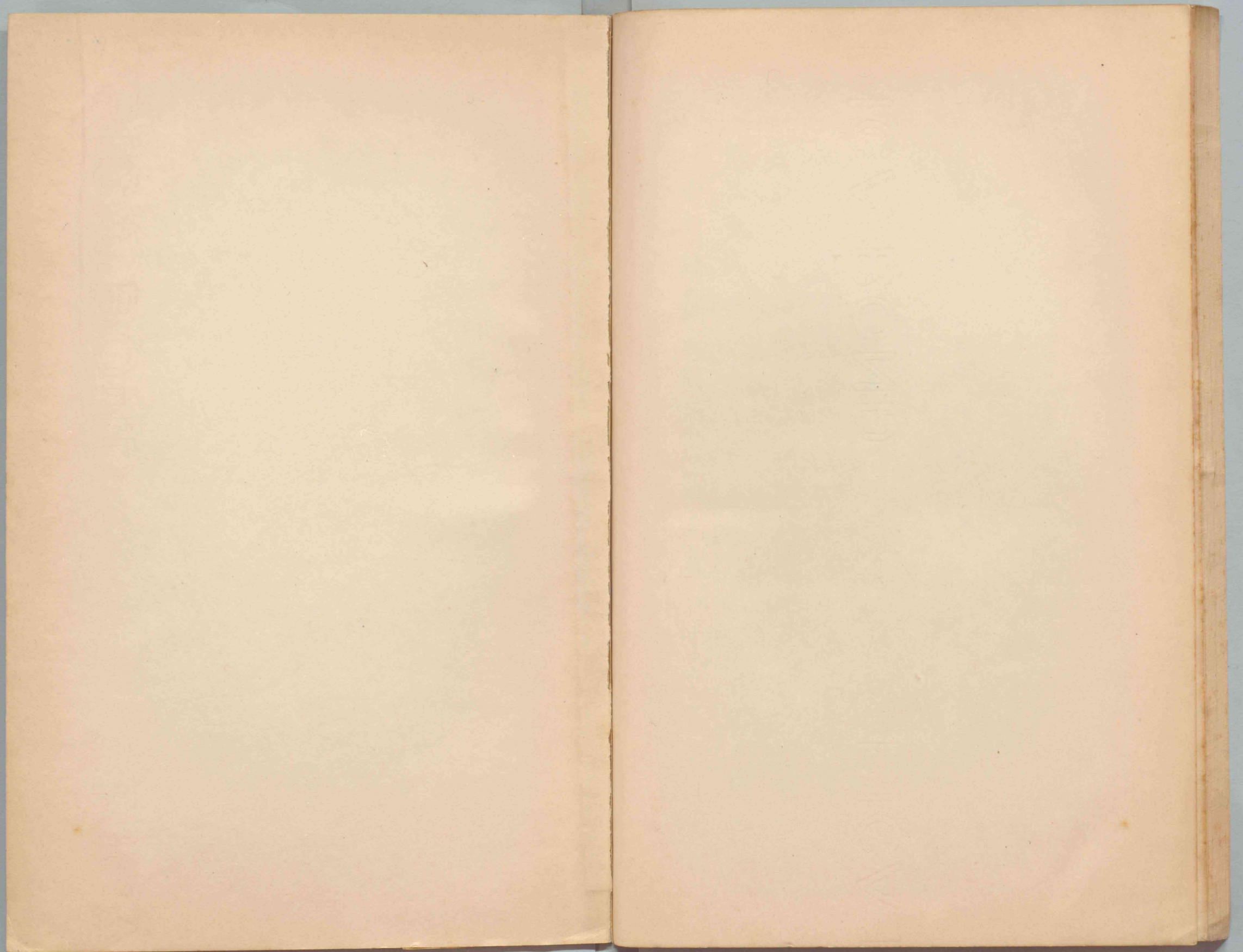
53

(this)

~~Handwritten text~~ (this) ~~Handwritten text~~

~~Handwritten text~~

Handwritten text in a grid format, consisting of approximately 10 lines of cursive script.



群馬県立図書館



0707193-9